

令和6年度多治見市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和6年4月1日制定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、令和6年度多治見市障害者就労施設等（以下、「施設等」という。）からの物品等調達推進方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

1 目的

この調達方針は、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての部署とする。

3 調達する物品等

本市が調達する物品等のうち、施設等が受注することが可能な物品等とする。

4 対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する次の障害者就労施設等とする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ・ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設に限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所

- ・就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）
- ・小規模作業所

（２）障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社（特例子会社）
- ・次に掲げる要件をすべて満たす事業所

①身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者の雇用者数が５人以上。

②障がい者（①の障がい者）の割合が従業員の２０％以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が３０％以上

（３）在宅就業障害者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）
- ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

５ 調達目標

令和６年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 １０，６００，０００円

なお、契約に当たっては、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意する。

６ 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（１） 調達の推進に必要な情報の提供

施設等が受注可能な物品等の内容等、調達の推進に必要な情報の提供を行う。

（２） 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

ア 物品等を調達する予定が生じた場合には、施設等からの調達の可能性について検討する。

イ 物品等の調達に当たっては、分離分割して発注する等、施設等からの調達が可能となるよう発注方法を考慮するよう努める。

ウ 物品等の調達に当たっては、施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に当たっては、仕様等必要な事項について、施設等に対し、
十分説明するよう努める。

(3) 随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達実績の公表

年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、本市ホームページに掲載することにより公表する。